

別紙 1

「担い手」の定義及び確認方法

担い手農地利用集積向上計画において「担い手」を確認する際の定義及び確認方法は、次のとおりです。

1. 担い手の定義

担い手は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 認定農業者

①農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体

②基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人

(2) 認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

(3) 集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

①基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体

②複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

(4) 地域計画の目標地図に位置づけられた者

地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（基盤強化法第 6 条第 1 項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）

(5) 都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するもの

①環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 19 条に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた者

②砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号）第 19 条第 2 号又は第 43 条第 2 号に該当する者

③野菜の産地強化計画の策定について（平成 13 年 11 月 16 日付け 13 生産第 6379 号農林水産省生産局長通知）第 1 に規定する産地強化計画に位置付けられた者

④果樹産地構造改革計画について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）第 2 の 1 の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者

⑤環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）1 の（2）による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者

2. 担い手の確認方法

担い手の確認は、次のいずれかの書類により行う。

- (1) 経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 農業経営改善計画の認定通知書
- (3) 地域計画の目標地図に位置づけられた者とわかる資料
- (4) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定通知書
- (5) さとうきび・でん粉原材料かんしょに関する支援対象者とわかる資料
- (6) 野菜の産地強化計画の認定書及び名簿
- (7) 果樹産地構造改革で定める産地計画の記載される内容に該当する農業者とわかる資料
- (8) 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

その他の書類を使用する場合は、道土地連までご連絡ください。